



りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 3 月 24 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【バンコック駐在員事務所】

「タイの製造物責任法について」

タイの製造物責任法 (Product Liability Act、いわゆる PL 法) が 2 月 20 日に施行され、事業者の責任と消費者の利益保護が強化されました。

従来よりタイでは、消費者保護法により消費者の権利保護がなされてきましたが、消費者が商品の欠陥により損害を受けた場合、「事業者の故意または過失であること」を立証する責任がありました。消費者側からみれば、この立証責任が大きな障害でした。

しかし今回の PL 法の施行により、被害者(消費者)は当該商品の欠陥による損害を証明するだけでよく、「事業者の故意または過失であること」を立証する必要がなくなりました。また、製造業者に限らず、製造委託業者、輸入業者や販売業者等の「全ての関連事業者で連帯責任となる」旨条文に定められました。

連帯責任に関する条文があることから、最終消費者に近い業種では、PL 保険の付保や、販売代理店との負担割合を事前に決めておく等、ビジネスに応じた対策を検討する必要があると思われます。タイの製造物責任法の詳細は以下の通りです。

項目	主なポイント
対象製品	・ 加工された製品・動産(農産物も含む)
対象外製品	・ 不動産、サービス、自然の産物、省令で規定のある製造物、施行日(2月20日)前に販売された商品。
責任者の範囲	・ 製造事業者、製造委託者、輸入事業者、販売者等の関連事業者が連帯して責任を負う。ただし、製造者が不明の場合、販売者が責任を負う。
損害の内容	・ 安全でない商品※による損害。物的、身体的損害のほかに健康、衛生、精神、財産上の損害も含まれる。
損害賠償の範囲	・ 民法典に基づく賠償金及び精神的な損害に対する賠償について裁判所が定める権限を有し、被害者が死亡している場合は配偶者、直系卑属、血縁者がその権利を相続する。また事業者等が悪質と判断される場合、本来の賠償金の2倍までの損害賠償を裁判所は命ずることができる。
責任免除	・ 安全でない商品ではないこと、被害者が安全でない商品と知っていたこと、使用方法、保管方法、警告、事業者が定めた情報に基づかないことによる損害であることを証明できる場合。・製造委託者や部品製造者が製造指示通り製品や部品を製造したことが証明できれば、当該製造委託者や部品製造者は免責される。
損害請求権の消滅時効	・ 責任を追及できる事業者を特定した日から3年、あるいは当該商品の発売日から10年。
訴訟代理	・ 消費者保護委員会および特定の消費者団体は個々の消費者に代わって損害賠償請求を裁判所に対して提訴することができる。

※“安全でない商品”とは、設計・製造に基因するもの他、使用方法・保存方法・警告等を定めていないか、或いは定めてあるものの不明確なため、消費者に損害を及ぼす可能性のある商品、と定義付けられている。

【出所: JETRO HP、JETRO Infomail、BANGKOK POST 他より】

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-5223-6672
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいようお願い致します。

* 禁無断転載